

(参考) 黄色マーカー部分が更新箇所です。

第2版(令和7年12月18日改正)

【建築確認申請用】盛土規制法判定チェックリスト

記載日: 年 月 日

建築主氏名	申請地の地名地番	設計者(確認者)氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法(以下「盛土規制法」という。)の規制区域内(新潟県内全域)においては、実施する宅地造成等(土石の堆積を除く。以下同じ)の規模に応じて盛土規制法の許可が必要となる場合があります。

盛土規制法の許可に関する規定は、建築基準関係規定に該当するため、設計者の責任において許可対象となる宅地造成等の有無を確認してください。

なお、今後現場で行われる宅地造成等が、この記載と異なり、盛土規制法における許可が必要であることが明らかになった場合は、速やかに盛土規制法を所管する行政庁へ連絡してください。

規制区域※6	許可対象となる宅地造成等に関する工事 (盛土規制法第12条又は第30条)	該当有無	対応
□宅地造成等工事規制区域	要件 ①盛土で高さが1m超の崖※を生ずるもの ②切土で高さが2m超の崖を生ずるもの ③盛土と切土を同時に行い、高さが2m超の崖を生ずるもの(①、②を除く) イメージ図 ※「崖」とは、地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地で、硬岩盤(風化の著しいものを除く)以外のものをいいます。	□有	□盛土規制法第12条の規定に基づく宅地造成等に関する工事の許可書の写し又は省令第88条証明※4を確認申請書に添付 □盛土規制法第15条第2項の規定に基づく開発許可によるみなし許可として開発許可通知書の写しを確認申請書に添付
	要件 ④盛土で高さが2m超となるもの(①、③を除く) ⑤盛土又は切土をする土地の面積が500㎡超となるもの(①～④を除く) イメージ図 (注)⑤の場合、高さ2m以下かつ厚さ(同一位置における盛土又は切土をする前後の地盤面の標高差)が30cmを超えない場合は規制対象外(該当無に☑)	□無	□本チェックリストを確認申請書に添付 事前相談を行った場合は次の項目を記載※3 相談先:新潟県土木部都市局 都市政策課盛土対策係 相談日: 担当者:
□特定盛土等規制区域	要件 ①盛土で高さが2m超の崖※を生ずるもの ②切土で高さが5m超の崖を生ずるもの ③盛土と切土を同時に行い、高さが5m超の崖を生ずるもの(①、②を除く) イメージ図 ※「崖」とは、地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地で、硬岩盤(風化の著しいものを除く)以外のものをいいます。	□有	□盛土規制法第30条の規定に基づく特定盛土等に関する工事の許可書の写し又は省令第88条証明※4を確認申請書に添付 □盛土規制法第34条第2項の規定に基づく開発許可によるみなし許可として開発許可通知書の写しを確認申請書に添付
	要件 ④盛土で高さが5m超となるもの(①、③を除く) ⑤盛土又は切土をする土地の面積が3,000㎡超となるもの(①～④を除く) イメージ図 (注)⑤の場合、高さ2m以下かつ厚さ(同一位置における盛土又は切土をする前後の地盤面の標高差)が30cmを超えない場合は規制対象外(該当無に☑)	□無	□本チェックリストを確認申請書に添付 事前相談を行った場合は次の項目を記載※3 相談先:新潟県土木部都市局 都市政策課盛土対策係 相談日: 担当者:

※1 表中の工事に該当する場合であっても、盛土規制法第12条又は第30条のただし書の規定等により許可不要や規制対象外となる場合があります。また、許可規模未満でも盛土規制法の届出が必要となる場合もありますので、詳細は以下URLから確認してください。<https://www.pref.niigata.lg.jp/site/toshiseisaku/moridokeihatsu.html>

※2 確認申請の敷地と宅地造成等の範囲が異なる場合、宅地造成等の範囲で許可の要否を判断してください。

※3 該当「無」の場合の事前相談は必須ではありません。疑義が生じる場合のみ※5に記載の担当まで御連絡ください。

※4 「対応」欄の「省令第88条証明」とは、盛土規制法施行規則第88条に規定する証明書を言います。

※5 盛土規制法を所管する行政庁は次のとおりです(新潟市を除く)。

新潟県土木部都市局都市政策課盛土対策係 TEL 025-280-5932(直通)

※6 規制区域は、以下URLから確認してください。<https://www.pref.niigata.lg.jp/site/toshiseisaku/morido-kuiki.html>